

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成26年9月16日

評議員会決定

(目的及び意義)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、原則として当法人を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をすることをいう。
- (3) 評議員とは、定款第11条及び第12条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、定款第29条の規定により、常勤の理事及び業務を執行した理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員は定款第14条のとおり無報酬とする。
- 3 監事は定款第29条のとおり無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の常勤の理事の報酬額は別表「報酬額表」によるものとし、各々の理事の報酬額は、報酬額表のうちから、評議員会の決議により決定する。なお、月の中途において就任又は退任若しくは解任となった場合における当月の報酬額は日割計算によって算定するものとする。また、1円未満の端数は、四捨五入により処理するものとする。

(業務を執行した理事の日当)

第5条 業務を執行した理事に対して、日当10,000円を支給することができる。

(報酬の支給日)

第6条 報酬等は、その月の月額全額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金・積立金を控除して支給する。

(支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第8条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第9条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 本規程の実施に際し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。

別表 報酬額表

	月 額
第 1 号	100,000 円
第 2 号	200,000 円
第 3 号	300,000 円
第 4 号	400,000 円
第 5 号	500,000 円
第 6 号	600,000 円
第 7 号	700,000 円
第 8 号	800,000 円
第 9 号	900,000 円
第 10 号	1,000,000 円
第 11 号	1,100,000 円
第 12 号	1,200,000 円
第 13 号	1,300,000 円
第 14 号	1,400,000 円
第 15 号	1,500,000 円
第 16 号	1,600,000 円
第 17 号	1,700,000 円
第 18 号	1,800,000 円
第 19 号	1,900,000 円
第 20 号	2,000,000 円